

平塚都市計画区域区分

令和7年11月11日

神奈川県

平塚都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年 次 区 分	令和 2 年	令和 17 年
都市計画区域内人口	258 千人	237 千人
市街化区域内人口	240 千人	222 千人
保留人口（うち特定保留人口）	－	－（－）

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、7 回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和 2 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

四之宮地区、東八幡五丁目地区は、河川改修による区域区分境界の地形地物等の変更に伴う、市街化区域に編入を行うものです。

南原三丁目地区は道路整備、上平塚地区及び馬入地区は河川改修による区域区分境界の地形地物等の変更に伴い市街化調整区域へ編入するものです。

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>3,151ha</u>	<u>3,152ha</u>	△0.66ha 市 → 調 △1.14ha 調 → 市 0.48ha
市街化調整区域	<u>3,637ha</u>	<u>3,636ha</u>	+0.66ha 市 → 調 △0.48ha 調 → 市 1.14ha
都市計画区域	6,788ha	6,788ha	